

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

秋田厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格喪失日を昭和38年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年2月1日から同年10月1日まで
② 昭和31年10月1日から32年10月1日まで
③ 昭和38年3月31日から同年4月1日まで
④ 昭和38年4月1日から同年7月1日まで

昭和27年1月に入社してから46年12月末に退職するまで、株式会社Aに勤務したが、勤務していた期間において基本給が下がることはなかったのに、申立期間①、②及び④の標準報酬月額がその前の期間に比べて低い額とされていることに納得できない。

また、申立期間③は、同じ社内での転勤にもかかわらず、厚生年金保険に未加入であることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、株式会社AのB支店における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、株式会社Aでは、確認できる資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②及び④について、申立人は、「株式会社Aに勤務していた期間において基本給が下がることはなかったにもかかわらず、標準報酬月額が下げられていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時の資料が無いため、確認できない。」と回答しているほか、当時の支店長及び総務担当者との連絡が取れないことから、申立人の申立期間①、②及び④における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①について、株式会社AのD支店で厚生年金保険に加入していた6人のうち二人については、申立人と同日付で、標準報酬月額の随時改定（2等級減額）の届出が行われていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚と異なる取扱いをされていた事情は見当たらない。

さらに、申立期間②及び④については、異動に伴う標準報酬月額の改定であったところ、株式会社Aの別の支店で経理事務を担当していた者は、「転勤してきた職員については、残業手当等の金額が算定できないことから、辞令に記載された基本給のみで算定した報酬月額を届け出ていたと思う。」と証言している上、申立人が所持する申立期間②及び④当時の辞令等から確認できる基本給と当該期間の標準報酬月額とは、ほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立期間①、②及び④の株式会社A各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立人の標準報酬月額について、遡って訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月頃から 54 年 10 月頃まで
昭和 53 年 10 月頃から 54 年 10 月頃までの期間において、A 区にあった B 事業所に C 職として勤務した。
厚生年金保険料の控除について記憶は無いが、B 事業所では厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 10 月頃から 54 年 10 月頃までの期間において、B 事業所に C 職として勤務していた。」と主張しているところ、当時の役員及び同僚の証言から、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の当時の役員は、「申立人が勤務したのは、私が勤務した昭和 54 年 6 月よりも後だったと思う。」と証言している上、戸籍の附票から、申立人が D 市町村から E 市町村に転入したのは、54 年 7 月 3 日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、B 事業所の職員は系列事業所の F 事業所において厚生年金保険に加入していたところ、F 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、B 事業所の経営者及び事務担当者は死亡しているため、これらの事業所から、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

さらに、B 事業所の当時の同僚（G 職）は、「採用されてもすぐに辞める職員が多かったので、G 職でも採用から 3、4 か月後に厚生年金保険に加入させていた。C 職であれば、採用されてから加入までの期間がもっと長かったかもしれない。」と証言している。

加えて、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 28 日から 48 年 4 月 16 日まで

私は、公共職業安定所の紹介で、昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月までの期間において、A 株式会社に季節労働者として雇用され、株式会社 B の C 工場（現在は、株式会社 D の E 事業所）で派遣社員として勤務した。

翌年は株式会社 B の C 工場から直接、雇用案内が来て、同社同工場の季節労働者として勤務し厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び申立人が所持する資料から、申立人は、申立期間当時、A 株式会社に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社及び株式会社 D の E 事業所は、当時の資料を保管していないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務したと記憶する 5 人の同僚についても、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、当時未成年だった一人を除く 4 人は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記の同僚のうち一人は、「A 株式会社から株式会社 B の C 工場に派遣されていた期間については、厚生年金保険の加入が無かったため、国民年金に加入していた。」と証言している。

加えて、A 株式会社及び株式会社 B の C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。